

## 1、雇用調整助成金の特例措置が延長されました。

**令和2年9月30日まで特例措置が利用できます。**

支給申請は支給対象期間末日の翌日～2ヶ月以内です。  
ただし、支給対象期間の初日が1/24～5/31の場合は特例で8/31までに申請を行うことができます。

## 2、大切な3つのこと

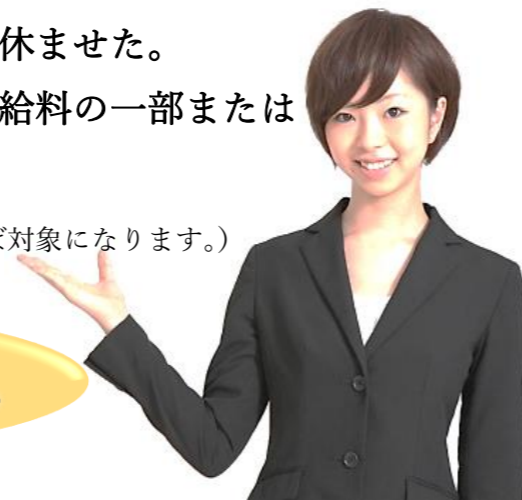
- ① コロナ禍以前に比べて売り上げや生産量が下がった。
- ② 仕事が減り、正社員や、パート・アルバイトを休ませた。
- ③ 休んでもらった従業員に休業手当等を支払い、給料の一部または全部を補償した。

(現時点で休業補償していなくても、今後、遡って休業補償すれば対象になります。)

 **まずは、お電話ください。**

### 【緊急雇用安定助成金】

学生アルバイトなど雇用保険に加入していない方も、支払った休業手当等が助成の対象になります。



## 3、まだまだ、あきらめないでください！

ニュースで、「助成金をもらうのが大変！専門家に頼んでも大変！」そう聞いてあきらめている事業主の方が多くいらっしゃいます。

確かに、助成金の用語とか、言葉が難しいですね。

当初は申請書がいくつもあって大変でした。(現在は大幅に簡素化されました。)

そんな事業主の皆様。ぜひご相談ください。

山形県では、一人でも多くの方に制度を活用いただくよう相談窓口を設置しています。

ゼロから社会保険労務士が雇用調整助成金等の申請についてアドバイスいたします。

相談会も各地で開催しています。直接、社会保険労務士にご相談いただけます。

※ご相談は事前にご予約下さい。

## 4、追加支給されるケースがあります。

令和2年6月12日付けの特例措置により、助成金の「上限額の引き上げ」と「助成率の拡充」を令和2年4月1日にさかのぼって適用され、既に支給決定を行っている事業主などに対して、追加の助成額が支給されます。

多くの企業の皆様を支援するために制度が大幅に緩和され、特例期間も延長されています。  
まずは、ご相談ください。

## 5、相談会を開催しています。

相談会を各会場で実施しています。

雇用調整助成金の申請に関するお問合せ、疑問、質問、ご相談等にお答えいたします。

お申込みは(裏面)をご覧ください。



雇用調整助成金は、事業主が労働者に休業手当等を支払う場合その一部を助成するものです。  
特例措置により、助成率及び上限額の引き上げられています。

1人1日15,000円を上限額として、労働者へ支払う休業手当等のうち、最大10/10(100%)が助成されます。

※上記以外については、助成率は4/5(80%)が助成されます。(例 解雇者等がいる場合)

※教育訓練を実施した場合はさらに教育訓練を受けた労働者一人につき、日額最大2,400円が加算されます。

雇用調整助成金のこと。ご相談ください。

**山形県相談窓口**  
 **023-631-2959**

電話相談受付時間 平日(月～金) 9:00～16:00 受付

山形県社会保険労務士会事務局内 〒990-0039 山形市香澄町3-2-1 山交ビル8階  
FAX 023-631-2981 email; info@sr-yamagata.or.jp